

# 吉備中央町立円城小学校 いじめ防止基本方針

平成26年4月 策定

## いじめに関する現状と課題

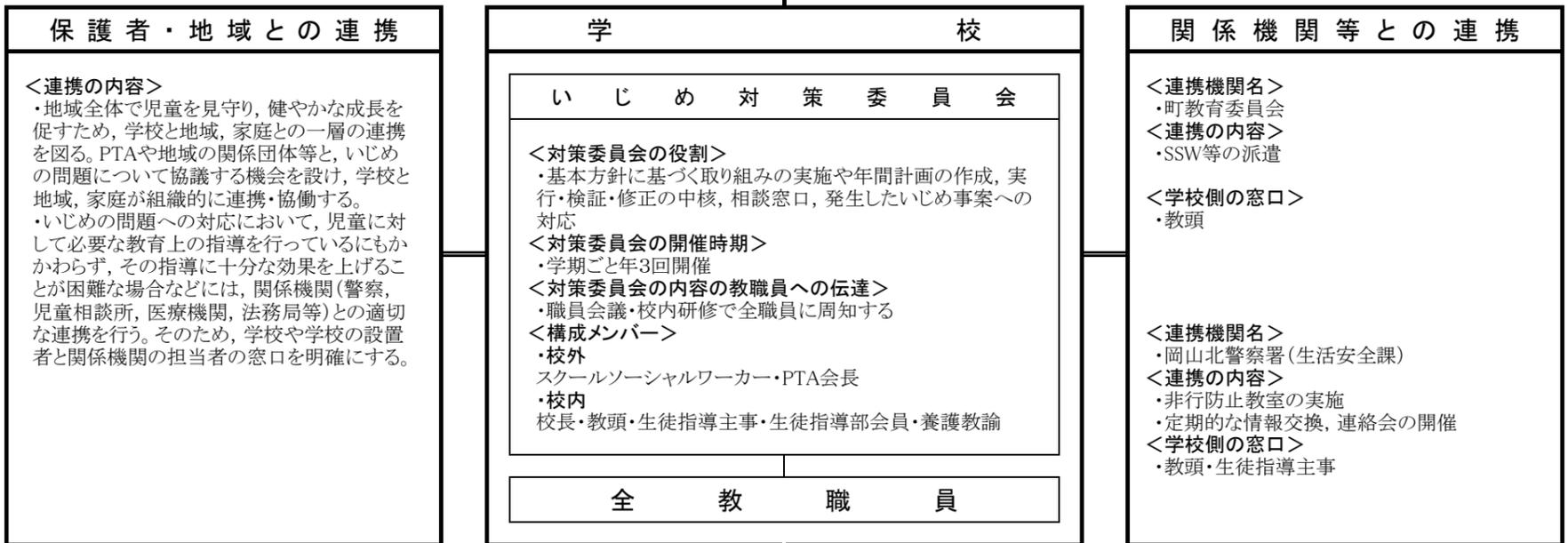
・本校では、近年いじめの認知件数は0である。しかし、小規模校のため、人間関係が固定化していたり、支援を必要とする児童の割合が高かったりと、いじめにつながるような事例はないとは言えない。また、高学年になると携帯電話を所持していたり、家庭でインターネットを利用したりする児童も増えてくるが、児童のネット利用の実態を十分把握できていない。現在、生徒指導部を中心にいじめ問題への対応を行っているが、今後はより未然防止を推進するため、職員全体で組織的な取り組みを行う。そのために、情報モラル等、職員の研修も計画的に行っていく必要がある。

## いじめ問題への対策の基本的な考え方

・学校をあげた横断的な取り組みを推進するため、いじめ対策委員会には、生徒指導部をはじめ、全職員が、それぞれ立場から実効的ないじめ対策の取り組みを行う。また、児童のSNS等の利用実態調査を行ったり、校内研修や保護者対象の講演会を実施し、児童や家庭での情報モラル教育を推進し、ネットを使いたいじめの未然防止に努める。  
 ・いじめの未然防止に向け、児童を主体とした活動を行うとともに、行事や日々の授業を通して児童の自己有用感の得られる学校づくりを進める。  
 ・いじめの早期発見のため、いつでも相談できる環境づくりや教育相談週間を有効に活用するとともに、得られた情報を教職員間で共有できる場を設ける。

### <重点となる取組>

- ・現在の児童の実態や社会環境を知り、情報モラルについて正しく指導できるように職員研修を実施する。
- ・「いじめについて考える週間」や「人権週間」において児童が主体的に取り組めるよう支援するとともに、トラブルを自分たちで進んで解決しようとする意識を高める。



## 学校が実施する取組

① いじめの防止	<p>(教員研修)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教員の指導力向上のための研修を行う。(場合によっては外部講師を招聘し研修を行う。)</li> </ul> <p>(児童会活動)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめについて考える週間、人権週間等、児童自らが考え企画する、いじめ防止の意識を高めるための取り組みを進める。</li> </ul> <p>(居場所づくり)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日頃の授業や行事等の特別活動の中で、誰もが活躍できる機会を設定することで、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。</li> </ul> <p>(情報モラル教育)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ネット上のいじめを防止するために、情報機器の利便性ととも、情報を発信する責任を自覚し、適切に利用できる力を身につけるための情報モラルに関する授業を、各学年において行う。</li> </ul>
② 早期発見	<p>(実態把握)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童の実態把握のためのアンケートを学期ごとに実施し、年3回の教育相談を行うことで、児童の生活の様子を十分に把握し、いじめの早期発見を図る。</li> </ul> <p>(相談体制の確立)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・養護教諭を中心に全ての教員が児童の変化を見逃すことなく、きめ細かく声かけを行い、児童がいつでもいじめを訴えたり、相談できたりするような体制を整える。</li> <li>・いつでも相談ができるように、相談カードを教室に常備し、校内にポストを設置するとともに、児童に周知する。</li> </ul> <p>(情報共有)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童の気になる変化や行為があった場合、晚会、職員会議を通して教職員間で早急に情報を共有できる体制をつくる。</li> </ul> <p>(家庭への啓発)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・積極的ないじめの認知につながるよう、家庭におけるいじめへの対応に関する啓発を行う。</li> </ul>
③ いじめへの対処	<p>(いじめの有無の確認)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本校児童がいじめを受けているとの通報を受けたり、その可能性が明らかになったりしたときは、速やかに、いじめの事実の有無の確認を行う。</li> </ul> <p>(いじめへの組織的対応の検討)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめへの組織的対応を検討するため、いじめ対策委員会を開催する。</li> </ul> <p>(いじめられた児童への支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめがあったことが確認された場合には、いじめられた児童、いじめを通報してきた児童を最後まで守り抜くことを最優先に、当該児童及びその保護者に対して支援を行う。</li> </ul> <p>(いじめた児童への指導)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめた児童に対しては、いじめは絶対に許されない行為であり、相手の心身におよぼす影響等に気づかせるなど、適切かつ毅然とした退所を行うとともに、当該児童の周囲の環境や人間関係など、その背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係を育むことができるようにする。</li> </ul>